

アイランダーサミット石垣運営委託業務仕様書

1. 業務名

アイランダーサミット石垣運営委託業務

2. 業務目的

石垣市同様の課題を抱えている世界中の国や地域とネットワークを形成し、将来に渡って自然環境や住生活へなるべく負荷のかからないバランスの取れたインバウンド戦略づくりを再構築するために、各国の観光都市と連携したノウハウの共有及び意見交換の場作りをおこなう事を目的として、平成30年度事業としておこなった「各国離島とのネットワーク形成推進事業」を基に、「アイランダーサミット石垣」という国際会議の場作り及び運営体制構築に係る委託業務をおこなう。

3. 業務の内容

次の業務に関する企画・制作を行うこと。

(1) 運営企画業務

本事業の趣旨を具現化するための企画プロデュース業務。

(2) 催事運営業務

本事業に係る国際会議の運営業務全般

(3) 映像記録撮影業務

本事業に係る国際会議や関連プログラムの映像等の記録及び配信業務等全般

(4) 国際会議開催に向けた招聘都市との調整業務

招聘都市からのパネリスト選定及び調整業務全般。

(5) 会場運営及び施工業務

本事業に係る国際会議となる会場の運営及び施工業務全般。

(6) 各種広報物制作業務

上記に伴う各種広報制作業務の実施。

4. 委託上限額

25,250,367円（消費税および地方消費税を含む。）

5. 履行期間

業務実施：契約締結の日から令和2年（2020年）3月29日

6. 成果品の種類と提出部数

業務報告書／製本3部、電子媒体

7. その他

以下の点に留意して本業務を進めるものとする。

(1) 本業務の遂行

本業務の実施にあたっては、本市と連携を密にして遺漏のないようおこなうものとする。

(2) 仕様書に明記されていない事項

仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の運営及び業務遂行上必要と認められる事項については実施するものとする。

(3) 本業務の計画

受託者は、本業務の目的を十分に理解したうえで、作業着手届、実施計画書等の書類を本市に提出し、その承認を得るものとする。

(4) 秘密の保持

受託者は、在職中はもとより退職後といえども、業務知り得た内容を何人にも漏らしてはならない。

(5) 成果品の管理及び帰属

本業務の成果品は、すべて本市の管理及び帰属とし、受託者が成果品を第三者に公表または貸与及び売却してはならない。

(6) 瑕疵担保

受託者は、業務完了後といえども納入成果品に不備、誤り等が発見された場合は、受託者の責任において、速やかに補正・訂正・修正等をおこなわなければならない。

(7) 資料貸与

受託者は、本業務において本市が貸与する資料について、その重要性を認識し、良識ある判断に基づき、資料の破損・滅失・盗難等の事故のないように取り扱わなければならない。

(8) 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度本市と協議して定めること。